

第2号議案

2024年度（第17期）会員会費額承認の件

1. 正会員

(1)入会金：3,000円

(2)年会費

2024年度（第17期）の正会員会費額は保険業法302条によって保険会社に届出された人数により下記の通りとする。

なお、勤務型代理店等および所属保険会社と三者間契約を締結している場合は、勤務型代理店等の募集人数を含めるものとする。

届出募集人数	会費
1名	25,000円
2名 ～ 5名	30,000円
6名 ～ 9名	40,000円
10名 ～ 14名	55,000円
15名 ～ 19名	70,000円
20名 ～ 24名	85,000円
25名 以上	100,000円

中途加入の場合は下記のとおりとする。

10月入会	上記年会費の60%	1月入会	上記年会費の30%
11月入会	上記年会費の50%	2月入会	上記年会費の20%
12月入会	上記年会費の40%	3月入会	上記年会費の10%

2. 一般会員

正会員の募集従事者または勤務型代理店等を一般会員とする。

入会金ならびに年会費は徴収しません。

3. 特別一般会員

上記2の一般会員に関わらず、大阪代協正会員以外の損害保険代理店の出先機関については、下記の入会金および年会費を徴収します。

(1)入会金：3,000円

年度の途中で正会員から特別一般会員に移行する場合は徴収しない。

(2)年会費

特別一般会員会費額は保険業法302条によって保険会社に届出された人数により下記の通りとする。

なお、勤務型代理店等および所属保険会社と三者間契約を締結している場合は、勤務型代理店等の募集人数を含めるものとする。

当該出先機関の 募集登録人数	会費
1名	15,000 円
2名 ～ 5名	20,000 円
6名 ～ 9名	30,000 円
10名 ～ 14名	45,000 円
15名 ～ 19名	60,000 円
20名 ～ 24名	75,000 円
25名 以上	90,000 円

中途加入の場合は下記のとおりとする。

10月入会	上記年会費の60%	1月入会	上記年会費の30%
11月入会	上記年会費の50%	2月入会	上記年会費の20%
12月入会	上記年会費の40%	3月入会	上記年会費の10%

年度の途中で正会員から特別一般会員に移行した場合は、翌年度から特別一般会員の年会費を徴収する。

4. 賛助会員

大阪代協の活動に賛同される法人および個人

(1)入会金：法人、個人とも 3,000円

(2)年会費：入会時期不問 法人 100,000円、個人 15,000円